

事 務 連 絡  
令和 5 年 8 月 28 日

各 都道府県 放課後児童健全育成事業 担当部（局） 御中  
市区町村

こども家庭庁成育局成育環境課

### 放課後児童クラブにおける安全管理の徹底について

この度、島根県邑南町において、放課後児童クラブが参加した公民館事業における戸外活動において、児童1名が亡くなるという大変痛ましい事案が発生しました。

先月26日には、滋賀県長浜市においてプール活動中の死亡事故が発生しており、事故が連続している状況にあります。

長く続いたコロナ禍の影響により実施していなかった戸外活動等を再開、あるいは新たに実施する場合、職員や児童がこうした活動に慣れるまでは、事故の発生に特に注意が必要であると考えられます。

放課後児童クラブの運営につきましては、各市区町村において定める条例に基づき、適宜「放課後児童クラブ運営指針」（平成27年3月31日付雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「運営指針」という。）を参照の上、事故やケガの防止等、児童の安全対策の徹底に対応いただいているところですが、今回の事案も踏まえ、各事業所において、改めて放課後児童クラブにおける安全管理を徹底するよう、各都道府県・市区町村担当部局におかれては、管下の放課後児童健全育成事業者（以下「事業者」という。）及び事業所に対して、周知をお願いします。

特に放課後児童クラブにおける重大事故が連続して発生していることから、その活動内容や職員体制について、戸外活動も含め、各市区町村及び事業者においては適宜確認するとともに、安全対策に関する助言を行い、児童や職員の安全が確保できないと判断される場合には、中止の判断等をするようお願いします。

また、令和5年4月より「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）において、事業者は、利用者の安全の確保を図るため、事業所ごとに、事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画である安全計画を策定し、安全計画に従い必要な措置を講じなければならないとされたところであり、各市区町村において定める条例においてもその旨規定されているところです。放課後児童クラブにおける児童の安全を守るため、事業所において、各事業所の活動内容や取組を踏まえて安全計画を策定し、安全計画に従い必要な措置を講ずるよう改めて周知をお願いします。

合わせて、「放課後児童クラブにおける災害時や事故・ケガ発生時等の対応マニュアルの作成について」（令和4年5月31日事務連絡）を踏まえ、戸外活動をはじめとする重大事故につながりうる場面を想定し、事故・ケガ発生時等の対応マニュアルの策定状況・内容について把握いただき、必要に応じて助言・指導を行っていただきますようお願いします。

なお、引き続き、各自治体においては、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和5年4月1日 こ成安第2号、4教参学第21号）を参照の上、事故報告等を速やかに実施していただくよう、お願いします。

こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係  
TEL: 03-6861-0303  
E-mail: seiikukankyou.kenzen@cfa.go.jp